

民法基礎3 過去問 2017年 添削答案

問1

第1 Aが、Cに対して詐欺講取消訴訟に基づく請求が認められるかにおいて、Bが2017年12月10日の時点で支払不能の状態にある場合とない場合に分けて、検討する。

第2 Bが支払不能の状態にある場合

1 Aは、詐欺行為取消権に基づき、本件代物弁済契約の全てを取り消した上で、Cに対して、土地甲の所有権移転登記の抹消登記請求（民法424条、民法424条の3）をすることを考えられるが、この請求が認められるかが問題となる。

2 (1) 本件請求が認められるためには、民法424条における要件として、①債務者の行為が債権者を害すること、②債務者が①について悪意であること、③受益者が①について悪意であること、④被保全債権が詐欺行為より前の原因に基づいて生じたものであること、⑤債務者の行為が財産権を目的とすること、⑥被保全債権が強制執行により実現することができることを充たす必要がある。また、民法424条の3における要件として、⑦①の債務の行為が既存の債務についての担保の供与または債務の消滅に関する行為であること、⑧①の債務者の行為が支払不能の時にされたこと、⑨債務者と受益者に通謀的悪意があることを充たす必要がある。

(2) 本件において、債務者であるBがCと本件代物弁済契約を締結して甲の所有権移転登記を行ったことは、Bの責任財産を減少させてAの債権を回収できなくしているため、Aを害する（①を充たす）。そして、Bは本件代物弁済契約に基づく甲の所有権移転登記を行うことがAを害することについて悪意であったことは明らかであり、Cにおいても、2017年12月10日の時点において、甲がBの唯一の財産であること及び本件売買契約が締結されていることを知っており、かつ、仮にBの債権者がC以外に存在する場合であっても、甲の給付を受けられるならば、かかる債権者を害しても構わないという意図を有していることから、悪意があったといえる（②、③を充たす）。Aが有している被保全債権である甲土地の引渡し債権は、BとCの本件代物弁済契約よりも前に本件売買契約によって発生している（④を充たす）。また、Bの行為は財産権を目的としており、被保全債権である本件売買契約に基づく債権は強制執行により実現することができる（⑤、⑥を充たす）。加えて、債務者Bの行為はCに対する借入金債務の消滅に関する行為であり（⑦を充たす）、本件代物弁済契約を締結した2017年12月10日の時点でBは支払不能であった（⑧を充たす）。そして、債務者であるBと、受益者であるCは通謀のうで本件代物弁済契約をしているため、通謀的悪意があったといえる（⑨を充たす）。

コメントの追加 [Y1]: なぜ明らかであるのか一言ほしいところです。

コメントの追加 [Y2]: 評価だけでなく、事実も記載してください。

(3) ここで、詐害行為取消権は、債務者の責任財産を保全することを目的とした制度であるため、金銭債権を想定しているが、本件被保全債権は本件売買契約に基づく甲土地の引渡し（所有権移転を目的とする）債権である。このような非金銭債権である特定物債権が被保全債権となり得るかが問題となる。特定物債権も窮極において損害賠償債権に変じうるから、債務者の一般財産により担保されなければならないことは、金銭債権と同様であるため、特定物債権を被保全債権とする詐害行為取消権の行使は認められる。

3 したがって、AのCに対する上記請求は認められる。

第3 Bが支払不能の状態にない場合

1 Bが支払不能の状態にない場合は、上記のように民法423条の3を適用することができない。ここで、本件において、Bは、Cに対する1600万円の借入金債権を消滅させるために、評価額2000万円の甲土地を給付しているため、本件代物弁済契約は過大な代物弁済であるとして、Aは、本件代物弁済契約の一部を取り消した上で、400万円の価格賠償請求をすることが考えられる（民法424条、民法424条の4）が、この請求が認められるかが問題となる。

2 (1) 本件請求が認められるためには、前述のような民法424条の要件（①～⑥）に加えて、民法424条の4の要件として、⑦①の債務者の行為が債務の消滅に関する行為であること、⑧受益者の受けた給付の価格がその行為によって消滅した債務の額より過大であることを充たす必要がある。

(2) 前述のとおり、①～⑥の要件は充たす。そして、Bの債務者の行為がBの借入金債権を消滅させる行為であり（⑦を充たす）、前述のようにCの受けた甲土地の給付は、消滅した借入金債権の額より400万円高いため、過大であるといえる（⑧を充たす）。

3 よって、AのCに対する上記請求は認められる。

第4 第1の場合におけるBに対する所有権移転登記請求

1 前述のように、Aは、Cに対して、甲土地の所有権移転登記の抹消登記を請求することができる。したがって、甲の登記名義はBに回復することになるため、Aは、Bに対して本件売買契約に基づいて所有権移転登記手続をするように請求することができるかが問題となる。

2 AがBに対して移転登記請求をことができると解すると、民法177条が定める対抗原則に重大な例外を認めることになり、**妥当ではないと解する**。

コメントの追加 [Y3]: 支払不能ではない場合、債権者を害するといえるのでしょうか。

コメントの追加 [Y4]: 背信的悪意者の議論はどうでしょうか。

3 よって、Aが、Bに対して、甲土地の移転登記請求をすることはできない。

第5 第2の場合におけるBに対する所有権移転登記請求

1 前述のように、Aは、Cに対して、本件代物弁済契約の一部を取り消した上で、400万円の価格賠償請求することができるが、Bが支払不能状態にない場合は、B名義の登記が回復されることはない。

2 以上から、Aが、Bに対して、甲土地の移転登記請求をすることはできない。

ポイントまとめ

- ・訴訟物を意識して書く。→本問では何を請求したいのかを考える。
- ・主張→抗弁→再抗弁を意識する。
- ・あてはめは、事実と評価をどちらも書く。
- ・事案によって、どの条文を使うかを正しく理解する。
- ・問題の請求が実現できる方法はないかを考える。